

高砂市人権教育協議会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高砂市における人権教育についてその推進と徹底を図り、全ての人々の基本的人権を尊重し、人権という普遍的な文化の息づく社会を築くための高砂市人権教育協議会補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高砂市規則第16号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業は、高砂市人権教育協議会が実施する人権教育・啓発事業とする。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条に規定する事業に要する経費の全額とする。

(交付申請の時期)

第4条 補助金の交付申請は、毎年5月31日までに行わなければならない。

(実績報告の時期)

第5条 補助金の実績報告は、第2条に規定する事業の完了の日から30日以内に行わなければならない。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年10月1日から施行する。